姶良市指定障害児相談支援事業者

自主点検表・指導調書

（令和５年度版）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | 　 |
| 作成日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 作成者職・氏名 |  |

　　　＊点検表内の規則等の略称

　　　　　法：児童福祉法

　　厚令：厚生労働省令

第１　基本方針（平24厚令29第２条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　障がい児又は障がい児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | □努めている□努めていない | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| (2)　障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮していますか。 | □配慮している□配慮していない |
| (3)　障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 | □配慮している□配慮していない |
| (4)　障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っていますか。 | □行っている□行っていない |
| (5)　市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | □努めている□努めていない | 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用し支援していることがわかる書類（ケース記録等） |
| (6)　自ら提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | □改善を図っている□改善を図っていない | 自己評価資料　自己評価結果を改善につなげていることがわかる記録 |
| (7)　障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施していますか。 | □実施している□実施していない | 運営規程、研修計画、研修実施記録、虐待防止関係書類体制の整備をしていることがわかる書類 |
| (8)　指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、障がい児等に対して適切な援助を行うとともに、障害児通所支援事業を提供する者との密接な連携に努めていますか。 | □努めている□努めていない | 適正な援助をしたことがわかる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことがわかる書類 |

第２　人員に関する基準（平24厚令29第３条）

１　従業者の員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚労省告示第225号）「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める者をいう。）を置いていますか。ただし、業務に支障がない場合は、他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 | □専従かつ常勤の相談支援従事者を配置している□兼務の相談支援従事者を配置している→□当該職務に支障はない　□当該職務に支障がある（業務過剰等） | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表研修修了書障害児相談支援対象保護者の数がわかる書類 |
| (2)　(1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに１となっていますか。 | □基準を満たして配置している□基準を満たして配置していない |
| (3)　(2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前６月（当該月の前６か月間の障害児数を６で割った数。）の平均値となっていますか。 | □基準を満たしている□基準を満たしていない |

２　管理者（平24厚令29第４条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとします。 | □専従かつ常勤の管理者を配置している□兼務の管理者を配置している→□当該事業所の管理に支障はない　□当該事業所の管理に支障がある（業務過剰等） | 管理者の雇用形態がわかる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 |

第３　運営に関する基準

１　内容及び手続きの説明及び同意（平24厚令29第５条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　障害児相談支援対象保護者から指定障害児相談支援の利用の申込みがあったときは、当該障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定障害児相談支援の提供の開始について同意を得ていますか。 | □適切に行っている□適切に行っていない | 重要事項説明書利用契約書（障害児又は家族の署名捺印）その他障害児に交付した書面 |
| (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。 | □配慮している□配慮していない□該当なし |

２　契約内容の報告等（平24厚令29第６条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に遅滞なく報告していますか。(2)　サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 | □適切に報告（提出）している□報告（提出）していない | 契約内容報告書市町村に提出したことがわかる書類（控え等） |

３　サービス提供の拒否の禁止　（平24厚令29第７条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。＊正当な理由①　現員からは利用申込みに応じきれない場合②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込みがあった場合④　その他利用申込者に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合 | □拒んでいない□拒んでいる　→（その理由） |  |

４　サービス提供困難時の対応（平24厚令29第８条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | □行っている□行っていない□該当なし |  |

５　受給資格の確認（平24厚令29第９条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第６条の２の２の第９項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無や有効期間、支給量等を確かめていますか。 | □確認している□確認していない | 受給者証の写し |

６　申請に係る援助（平24厚令29第10条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　障害児通所支援事業の支給に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は有効期間の終了に伴う申請について必要な援助を行っていますか。 | □行っている□行っていない |  |

７　身分を証する書類の携行（平24厚令29第11条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | □指導している□指導していない | 身分証事業所内及び外出時の携行状況 |

８　障害児相談支援給付費の額等の受領（平24厚令29第12条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けていますか。 | □支払を受けている□支払を受けていない□該当なし | 請求書、領収書 |
| (2)　通常の事業の実施地域以外の地域の障がい児の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けていますか。 | □支払を受けている□支払を受けていない□該当なし |
| (3)　費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付していますか。 | □交付している□交付していない□該当なし | 領収書 |
| (4)　(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。 | □同意を得ている□同意を得ていない□該当なし | 重要事項説明書 |

９　利用者負担額に係る管理（平24厚令29第13条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　指定障害児相談支援を提供している障がい児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた障害児通所支援事業につき児童福祉法施行令で定める額の合計額を算定していますか。 | □算定している□算定していない□該当なし |  |
| (2)　利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、障害児等とサービス等を提供した障害児通所支援事業者等に通知していますか。 | □通知している□通知していない□該当なし |  |

10　障害児相談支援給付費の額に係る通知等（平24厚令29第14条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に障害児相談支援給付費の額を通知していますか。 | □通知している□通知していない | 通知書の写し |
| (2)　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対しに交付していますか。 | □交付している□交付していない□該当なし | サービス提供証明書の写し |

11　指定障害児相談支援の具体的取扱方針

　(1)　指定障害児相談支援の方針は、第１に規定する基本方針に基づいていますか。（平24厚令29第15条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | □相談支援専門員に担当させている□相談支援専門員に担当させていない | 障害児支援利用計画相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることがわかる書類 |
| ②　障がい児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障がい児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 | □適切に行っている□適切に行っていない | 障害児又はその家族に説明を行った記録 |
| ③　必要に応じ、同じ障がいを有する障がい児の家族による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当なし |

　(2)　サービス利用支援の方針（平24厚令29第15条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　障がい児等の希望等を踏まえて計画を作成するよう努めていますか。 | □努めている□努めていない | 障害児支援利用計画アセスメントを実施したことがわかる書類 |
| ②　障がい児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行えるよう、計画を作成するよう努めていますか。 | □努めている□努めていない | 障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングを実施したことがわかる書類 |
| ③　障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、その他の福祉サービス（地域生活支援事業等）や当該地域の住民による自発的な活動によるサービスなどの利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。 | □努めている□努めていない |
| ④　障がい児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障がい児又はその家族に対して提供していますか。 | □提供している□提供していない | 障害児又はその家族に情報提供した記録 |
| ⑤　適切な方法により、障がい児の心身の状況や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を適切な方法で行っていますか。 | □行っている□行っていない | 障害児支援利用計画アセスメントを実施した記録 |
| ⑥　アセスメントに当たっては、障がい児の居宅等を訪問し、障害児及びその家族に面接していますか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障がい児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | □面接している□面接していない | アセスメントを実施した記録面接記録 |
| ⑦　アセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援事業等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第６条の２の２第９項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成していますか。 | □作成している□作成していない | 障害児支援利用計画案アセスメントを実施した記録 |
| ⑧　障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、計画案の内容を障がい児又はその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ていますか。 | □同意を得ている□同意を得ていない | 障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印） |
| ⑨　障害児支援利用計画案を作成した際に、利用計画案を障がい児等に交付していますか。 | □交付している□交付していない | 障害児に交付した記録障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印） |
| ⑩　通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | □意見を求めている□意見を求めていない | サービス担当者会議記録障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 |
| ⑪　サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ていますか。 | □文書により同意を得ている□文書により同意を得ていない | サービス担当者会議記録障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印） |
| ⑫　障害児支援利用計画を作成した際には、障がい児等及び担当者に交付していますか。 | □交付している□交付していない | 障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印）当該計画を障害児に交付した記録 |

　(3)　継続サービス利用支援の方針（平24厚令29第15条）

　　　指定継続サービス利用支援の方針は、第１に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき行っていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　障害児支援利用計画の作成後、実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障がい児等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行なっていますか。 | □行っている□行っていない | 障害児支援利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記事業者等と連絡調整した記録 |
| ②　モニタリングに当たっては、障がい児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第６条の２の２第９項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障がい児の居宅等を訪問し、障がい児等に面接するほか、その結果を記録していますか。 | □記録している□記録していない | アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録経過記録 |
| ③　(2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定を、①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用していますか。 | □準用している□準用していない | 準用項目と同一文書 |
| ④　相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障がい児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当事例なし | 施設等への入所（退所）又は入院（退院）を希望した場合に紹介又は情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 |
| ⑤　相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当事例なし |

12　障がい児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付（平24厚令29第16条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　障がい児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合、その他障がい児等から申出があった場合には、当該障がい児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | □交付している□交付していない□該当事例なし |  |

13　障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知（平24厚令29第17条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | □通知している□通知していない□該当事例なし |  |

14　管理者の責務（平24厚令29第18条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | □行っている□行っていない |  |
| (2)　管理者は、相談支援専門員その他従業者に第１から第３までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | □行っている□行っていない |  |

15　運営規程（平24厚令29第19条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項 | □全て定めている□定めていない事項がある定めていない事項 | 運営規程 |

16　勤務体制の確保等（平24厚令29第20条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　障がい児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | □定めている□定めていない | 従業者の勤務表 |
| (2)　指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させていますか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 | □担当させている□相談支援専門員以外が担当している | 勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類 |
| (3)　相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | □確保している□確保していない | 研修計画研修実施記録 |
| (4)　適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、次に掲げる内容を中心に必要な措置を講じていますか。　・指定障害児相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発　・相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 | □講じている□講じていない□講じる予定 |  |

17　業務継続計画の策定等（平24厚令29第20条の２）（令和５年度までは努力義務、令和６年度から義務化）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 | □講じている□講じていない□BCP未策定 | BCP |
| (2)　従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | □実施している□実施していない□BCP未策定 | BCP、研修等の実施状況が分かるもの |
| (3)　定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じて、BCPの計画変更を行っていますか。 | □行っている□行っていない□BCP未策定 | BCPの見直しを検討したことがわかる書類 |

18　設備及び備品等（平24厚令29第2１条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　相談を行うために必要な広さの区画を有していますか。 | □有している□有していない | 平面図備品管理簿等 |
| (2)　指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | □備えている□備えていない |

19　衛生管理等（平24厚令29第22条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | □行っている□行っていない | 衛生管理に関する書類 |
| (2)　設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | □努めている□努めていない |
| (3)　事業所において感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | □委員会を開催し、周知している□委員会を開催していない、又は未設置 | 委員会の会議録等 |
| (4)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | □整備している□整備していない | 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針 |
| (5)　従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | □実施している□実施していない | 研修及び訓練を実施したことがわかる資料等 |

　＊　(3)～(5)については、令和５年度までは努力義務、令和６年度から義務化。

20　掲示等（平24厚令29第23条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況、相談専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。　　なお、重要事項の掲示については、当該事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。 | □掲示している□掲示していない | 掲示状況ホームページ等 |
| (2)　重要事項の公表に努めていますか。 | □努めている□努めていない | 公表していることがわかる書類 |

21　秘密保持（平24厚令29第24条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | □適切に対応している□適切に対応していない | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |
| (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。※　退職後も秘密の保持が必要です。 | □必要な措置を講じている□必要な措置を講じていない | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことがわかる文書（就業規則等） |
| (3)　サービス担当者会議等において、障がい児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ていますか。 | □同意を得ている□同意を得ていない | 個人情報同意書 |

22　広告（平24厚令29第25条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 　広告をする場合に、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | □虚偽又は誇大な表現はない□虚偽又は誇大な表現がある | パンフレットホームページ |

23　指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止（平24厚令29第26条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | □指示等を行っていない□指示等を行っている |  |
| (2)　相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | □指示等を行っていない□指示等を行っている |  |
| (3)　障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | □収受していない□収受している |  |

24　苦情解決（平24厚令29第27条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | □必要な措置を講じている□必要な措置を講じていない | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 |
| (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | □記録している□記録していない□該当なし | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル |
| (3)　提供した障害児相談支援に関し、法第24条の34第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。 | □適切に対応している□適切に対応していない□該当なし | 市からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類 |
| (4)　提供した障害児相談支援に関し、法第57条の３の２第１項の規定により市町村が行う報告若しくは提供の記録、帳簿書類・その他の物件の提出若しくは命令又は当該職員からの質問に応じ及びその障がい児又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | □適切に対応している□適切に対応していない□該当なし | 県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類 |
| (5)　提供した障害児相談支援に関し、法第57条の３の３第４項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | □適切に対応している□適切に対応していない□該当なし | 市からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類 |
| (6)　県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。 | □報告している□報告していない□該当なし | 都道府県等への報告書 |
| (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | □協力している□協力していない□該当なし | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことがわかる資料 |

25　事故発生時の対応（平24厚令29第28条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | □講じている□講じていない | 事故対応マニュアル県、市、家族等への報告記録 |
| (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | □記録している□記録していない□該当なし | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 |
| (3)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | □適切に行っている□適切に行っていない□該当なし | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことがわかる資料 |

26　虐待の防止（平24厚令29第28条の２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | □図っている□図っていない | 委員会等の開催状況が確認できる資料 |
| (2)　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。 | □実施している□実施していない | 研修の実施が確認できる資料 |
| (3)　虐待の防止に係る担当者を置いていますか。 | □置いている□置いていない | 担当者を配置していることが分かる書類 |

27　会計の区分（平24厚令29第29条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| 指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | □適切に区分している□適切に区分していない | 収支予算書、決算書等の会計書類 |

28　記録の整備（平24厚令29 第30条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □整備している□整備していない | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 |
| (2)　障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存していますか。①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ②　個々の障がい児ごとの相談支援台帳ア　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画イ　アセスメントの記録ウ　サービス担当者会議等の記録エ　モニタリングの結果の記録③　市町村への通知に係る記録 ④　苦情の内容等の記録 ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | □適切に行っている□適切に行っていない | 左記①～⑤の記録 |

29　電磁的記録等（平24厚令29 第31条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができていますか。 | □できている□できていない | 電磁的記録簿冊 |
| (2)　交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児である場合には当該障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができていますか。 | □できている□できていない□対象なし | 適宜必要と認める書類 |

第４　変更の届出等（法第24条の32第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 | □適正に届け出ている□適正に届け出ていない□該当なし |  |
| (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに市長に届け出ていますか。 | □適正に届け出ている□適正に届け出ていない□該当なし |  |

第５　給付費の算定及び取扱い

１　基本事項（平24厚告126の１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| (1)　指定障害児相談支援に要する費用の額は、障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて算定していますか。 | □算定している□算定していない | 請求状況（障害福祉課資料） |
| (2)　(1)の規定による指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数がある時は、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | □算定している□算定していない | 請求状況（障害福祉課資料） |

２　障害児相談支援費（平24厚告126別表第１）

　(1)　障害児支援利用援助費（又は機能強化型障害児支援利用援助費）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　障害児支援利用援助費(Ⅰ)　障害児相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。（機能強化型障害児支援利用援助費の区分により請求する場合、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」に適合し、市に届け出ている必要があります。） | □算定している□算定していない | 請求状況（障害福祉課資料） |
| ②　障害児支援利用援助費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 | □算定している□算定していない□該当なし | 請求状況（障害福祉課資料） |

　(2)　継続障害児支援利用援助費（又は機能強化型継続障害児支援利用援助費）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)　取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 | □算定している□算定していない | 請求状況（障害福祉課資料） |
| ②　継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 | □算定している□算定していない□該当なし | 請求状況（障害福祉課資料） |

　(3)　その他（平24厚告126　別表第１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①　第３の11の(2)の⑥（第３の11の(3)の③において準用する場合を含む。）、⑧から⑫まで（第３の11の(3)の③において準用する場合を含む。）又は第３の11の(3)の②に定める基準を満たさず、指定障害児相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。 | □算定していない□算定している | 請求状況（障害福祉課資料）報酬関係資料 |
| ②　指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。 | □算定していない□算定している |
| ③　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者等に対して、指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合に、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していませんか。 | □算定していない□算定している |
| ④　平成24年厚生労働省告示第233号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している障害児等に対して、指定障害児相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |

加算（以下の加算については、この表に記載されている以外にも要件があります。詳しくは事業者ハンドブック等で確認ください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ３　第３の９に規定する利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし | 請求状況（障害福祉課資料）報酬関係資料その他加算多少となることを証する書類（各種届出書及び記録等） |
| ４　初回加算に該当する場合、１月につき所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| ５　相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該事業所又は当該事業所以外の事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質向上のために研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| ６　入院時情報連携加算に該当する場合、当該障害児１人につき１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| ７　退院・退所加算に該当する場合、所定の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算していますか。（初回加算を算定する場合を除く。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| ８　保育・教育等移行支援加算に該当する場合、１月につき所定の単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| ９　医療・保育・教育機関等連携加算に該当する場合、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。（２及び５を算定する場合であって、退院・退所等する施設の職員のみからの情報提供を受けている場合を除く。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 10　集中支援加算に該当する場合、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として（障害児支援利用援助費等の算定、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定する月を除く。）所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| 11　サービス担当者会議実施加算に該当する場合、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| 12　サービス提供時モニタリング加算に該当する場合、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | □加算している□加算していない□該当なし |
| 13　行動障害支援体制加算に該当する場合、１月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第181号に適合し、市に届け出ている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 14　要医療児者支援体制加算に該当する場合、１月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第181号に適合し、市に届け出ている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 15　精神障害者支援体制加算に該当する場合、１月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第181号に適合し、市に届け出ている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 16　ピアサポート体制加算に該当する場合、１月につき所定単位数を加算していますか。（事前に必要な人員配置がされている旨を県に届けている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 17　地域生活支援拠点等相談強化加算に該当する場合、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として、所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第181号に適合し、市に届け出ている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |
| 18　地域体制強化共同支援加算に該当する場合、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第181号に適合し、市に届け出ている必要があり、又特定の条件を満たしている必要があります。） | □加算している□加算していない□該当なし |

（別紙）　書類の整備状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 有無 | 保管年数 | 備考 |
| 姶良市に対する報告書（指定申請書、変更届等） | 有・無 | 年 | 　 |
| 運営規程 | 有・無 |  | 　 |
| 就業規則 | 有・無 |  |  |
| 組織図 | 有・無 |  |  |
| 従業者雇用契約関係書類 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者の秘密保持の確認書類（誓約書など） | 有・無 | 年 |  |
| 従業者給与台帳 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者名簿 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者勤務表 | 有・無 | 年 | 　 |
| 出勤簿・タイムカード等出勤状況を確認できるもの | 有・無 | 年 | 　 |
| 代理受領通知書（控え） | 有・無 | 年 |  |
| 受給者証（写し） | 有・無 | 年 | 　 |
| 障害児名簿 | 有・無 | 年 | 　 |
| 重要事項説明書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 契約書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 障害児の個人情報利用の同意書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 障害児支援利用計画（案） | 有・無 | 年 | 　 |
| 障害児支援利用計画 | 有・無 | 年 | 　 |
| アセスメント表 | 有・無 | 年 | 　 |
| モニタリング記録 | 有・無 | 年 | 　 |
| サービス担当者会議等記録 | 有・無 | 年 | 　 |
| 給付費請求に関する書類 | 有・無 | 年 | 　 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費届出書外加算の申請に係る書類（控え） | 有・無 | 年 | 　 |
| 業務日誌 | 有・無 | 年 | 　 |
| 会計に関する書類 | 有・無 | 年 | 　 |
| 苦情に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 事故に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 研修に関する記録ビルの一室に立地している場合は不要。（当該ビルで50人以上の居住等がある場合は必要。） | 有・無 | 年 |  |
| 消防計画 | 有・無 | 年 | 事業所共通でも可 |
| 研修計画 | 有・無 | 年 |  |
| 事業継続計画 | 有・無 | 年 |  |
| 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 | 有・無 | 年 |  |
| 緊急時対応マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |
| 事故対応マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |
| 虐待防止マニュアル | 有・無 |  | 事業所・法人共通でも可 |